

3月 定例会

2月21日(木)～3月18日(月)

塩尻市では
こんなことが決まりました。

市長提出議案・・・32件

議員提出議案・・・1件

陳情・・・1件

計 34件

今号では、その内3件をピックアップして掲載しています。

審査結果の一覧は15ページに掲載してあります。

提出議案の概要は塩尻市議会ホームページで確認できます。



Pick up



《議案第一号》

消費税増税に伴い、施設などの使用料を見直す



令和元年10月1日より、消費税率が8%から10%へ引き上がることに伴い、市内の施設使用料等を見直す。

◆見直される使用料等

次の市内体育施設利用料を見直します。

- ・塩尻市営野球場
 - ・塩尻市立体育館、榑川体育館
 - ・塩尻市中央スポーツ公園
 - ・塩尻市弓道場
 - ・塩尻市榑川運動場
 - ・塩尻市立榑川屋内運動場
 - ・塩尻市立広丘体育館
 - ・塩尻市屋内ゲートボール場
- そのほかに、市道占用料、水道料金、霊園の聖地管理手数料、一般廃棄物処理手数料なども見直します。

◆委員会Q&A

Q 消費税を納税しない市が、なぜ使用料に消費税分を上乗せするのか。

A 納税義務はある。しかし、

消費税法の特例として、仕入れにかかる消費税と徴収した消費税を同額とみなし、結果として納税額が発生しない仕組みとなっている。国からも、適正に消費税を使用料に転嫁するようにとの通知があった。



左上：市営野球場 右上：市立体育館
左下：塩尻市屋内ゲートボール場 右下：塩尻市中央スポーツ公園（サッカーグラウンド）